平成２９年（フ）第１３６号
神奈川県平塚市片岡1185番地の16
破産者　澤井かおり（旧姓二瓶）
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７４号
新潟市西区内野戸中才1472番地28
破産者　佐藤　直人
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８５号
新潟市西区小新大通１丁目３番５号　たんぽぽ荘101号
破産者　井上　直幸
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８８号
（前住所）福井市小路町第２号11番地
破産者　金井　正彦
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
福井市和田１丁目１番35号、破産手続開始決定時の住所福井市月見５丁目10番６号
破産者　土本　和宏
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
福井市木田町19番地１
破産者　大橋　豊二
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
福井県敦賀市和久野10号31番地の２
破産者　田邉　裕博
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第３４６号
愛知県豊田市小坂町５丁目69番地　ベルヴュー小坂306号、前住所愛知県豊田市小坂本町２丁目41番地５　レゾンシティ昆森公園301号
破産者　大地　克己
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
愛知県西尾市国森町郷蔵南12番地　ポイント２・107号室、前住所愛知県西尾市住崎町飛八22番地１
破産者　建築アオキこと　青木　哲夫
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
兵庫県明石市鳥羽1531番地　プリュム西明石Ⅱ―101号、前住所神戸市西区北別府５丁目23番地の９
破産者　朝山　直幸
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３０７号
愛媛県松山市中村４丁目４番28号　ブライトガーデン中村105号
破産者　藤本　光明
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６６６号
北九州市小倉南区城野３丁目３番27―502号
破産者　小杉喜代夫
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７１７号
北九州市八幡西区光貞台１丁目２番２―201号、前住所北九州市若松区高須南４丁目４番17―103号
破産者　辻井　友香（旧姓安河内）
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１８５号
福岡県北九州市小倉北区中島１丁目18番24―704号
破産者　朝日奈詠位子こと　後根　弘子
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３５号
大分市勢家町１丁目１番20号
破産者　礒崎　陽子
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０号
鹿児島県伊佐市大口里406番地９
破産者　大塚　数博
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
福岡県久留米市諏訪野町1796番地１　ラパスマンション諏訪野701号、開始決定時の住所福岡県久留米市田主丸町野田1046番地１
破産者　田中　愼彦
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２４６号
福岡県久留米市諏訪野町1796番地１　ラパスマンション諏訪野701号、開始決定時の住所福岡県久留米市田主丸町野田1046番地１
破産者　田中　順子
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９号
茨城県つくばみらい市筒戸1842番地
破産者　古谷　三良
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係